

第 3 6 号 議 案

東京都台東区建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提 案 理 由)

この案は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）の改正に伴い、委員の任期に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区建築審査会条例の一部を改正する条例

東京都台東区建築審査会条例（昭和58年3月台東区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第2条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。